

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 鮎田浄水場外 16 施設電力供給
- (2) 供給場所 鮎田浄水場外 16 施設（「別紙 1」参照）
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までは準備期間とする)
(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 供給期間 令和 7 年 4 月 1 日 0 時 00 分から令和 8 年 3 月 31 日 24 時 00 分まで
(「別紙 1」参照)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式等

「別紙 1」参照

- (2) 契約電力及び予定電力使用量

「別紙 1」「別紙 2」参照

ただし、下記の施設については予備電源又は予備線を有するため、契約後落札業者と飯塚市担当者で別途協議するものとする。

【予備電源】計 4 施設

「岩崎浄水場」「明星寺浄水場」「堀池浄水場」「津原導水ポンプ場」

【予備線】計 1 施設

「鮎田共同浄水場」

- (3) 電力量の検針

- (ア) 電力量計 自動検針装置有
(イ) 電力会社の検針方法 自動

- (4) 需給地点 九州電力送配電㈱の架空引込線と飯塚市が設置した開閉器の電源側接続点

- (5) 計量地点 飯塚市が設置する開閉器の負荷側

- (6) 保安責任分界点 需給地点に同じ

- (7) 財産分界点 需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

- (8) 検針方法 每月月末に計量器に記録された値により計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量）を市に通知するものとする。

- (9) 電気料金請求等

- (ア) 料金の請求は、需要場所によって区分毎に分けて請求書を作成すること。請求の際には請求書のほかに、施設毎の内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を紙媒体（A4 サイズ）により添付し送付すること。また、紙媒体とは別に電

子データ（エクセル形式）で送付すること（提出方法等は、落札後、双方協議の上決定する）。

- (イ) 電子データは、毎月 10 日までに提出すること。
- (ウ) 消費税は10%とし、受注者からの正当な請求書を受理した日から起算して30 日以内に支払うものとする。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等で電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 非常用発電設備・太陽光発電設備を有している施設は「別紙 1」参照。
- (3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。
- (4) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。ただし、当該地域を管轄する旧一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件または選択供給条件の変更には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。
- (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- (6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (7) この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定により制定した飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条及び同条例施行規則第 2 条の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者のこの契約に係る歳出予算について減額又は削除があったとき、発注者はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、九州管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。